

◎新潟県告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年1月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 静平西三川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市下黒山字清水 315 番 1 から	新	3.5～14.2メートル	209.8メートル
同市下黒山字道ノ下298番まで	旧	3.0～5.0メートル	212.9メートル